

経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業活用促進助成金交付要綱

令和8年4月1日制定
一般社団法人 兵庫県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 一般社団法人兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)は、会員事業者(以下「会員」という。)が自社の経営課題を把握し、経営改善に取り組み、自社の経営状況・財務状況等を踏まえた適切な運賃・料金設定及び取引先との交渉を行うことを支援するため、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)と協調し、経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業(以下「本事業」という。)の活用を促進するための助成金の交付に関して、必要な事項を定め適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は別に定めるとおりとする。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は会員が負担したステップ1(経営改善)、ステップ2(経営改善支援)及びステップ3(運賃交渉支援)に係る、全ト協から指定を受けた中小企業診断士等(以下「指定診断士」という。)の報酬及び各役務提供に要した指定診断士の旅費交通費とする。

(交付額及び上限等)

第4条 助成金交付額は、本事業におけるステップ1(経営診断)、ステップ2(経営改善支援)及びステップ3(運賃交渉支援)の各段階につき、安全性優良認定(Gマーク)取得有無に応じて、それぞれ別に定める(別表1)とおりにする。

2 本事業における申込みは、1会員各ステップ1回までの申込みを限度とする。

(ステップ1(経営診断)の申込みに係る手続き等)

第5条 会員がステップ1(経営診断)を受診しようとする時は、兵ト協に受診の可否を事前に確認した上で、様式1「経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業利用申込書」(以下「申込書」という。)を、兵ト協に提出し承認を得なければならない。

2 兵ト協は会員からの申込書の提出を受理したときは、全ト協にその旨を通知する。

3 全ト協から申請受付通知を兵ト協が受けたときは、様式4「経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業申込受付通知書」により、会員に通知する。

(ステップ1(経営診断)の助成金交付申請に係る手続き等)

第6条 会員が助成金の交付を受けようとするときは、ステップ1(経営診断)完了後、速やかに次の書面を兵ト協に提出しなければならない。

- (1) 様式5「経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業活用促進助成金交付請求書」
- (2) 請求書(写)及び支払いを証する書類(写) ※請求書は支払い金額の内訳が確認できるもの
- (3) 様式5 添付書類「経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業利用者アンケート」
- (4) 「安全性優良事業所認定書」の写し(Gマーク取得事業者に限る)

(ステップ2(経営改善支援)の申込み及び助成金交付申請に係る手続き)

第7条 ステップ2(経営改善支援)は、一定期間内にステップ1(経営診断)を完了した会員に限り、申込みをすることができる。

2 ステップ2(経営改善支援)の申込み及び助成金交付申請に係る手続きについては、第5条及び第6条の規定を準用する。

(ステップ3(運賃交渉支援)の申込み及び助成金交付申請に係る手続き)

第8条 ステップ3(運賃交渉支援)は、一定期間内にステップ1(経営診断)及びステップ2(経営改善支援)を完了した会員に限り、申込みをすることができる。

2 ステップ3(運賃交渉支援)の申込み及び助成金交付申請に係る手続きについては、第5条及び第6条の規定を準用する。

(助成金の交付)

第9条 兵ト協は、会員から助成金交付請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適性と認めるときは全ト協と協調して助成金を交付する。ただし、国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度等により助成金が交付されている場合は、助成の対象としない。

(申込み後の取下げ)

第10条 会員は第5条から第8条の規定に基づき本事業の申込みを行った後に、これを取下げようとするときは、速やかに指定診断士にその旨を申告するとともに、兵ト協に対して様式7「取届出書」を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 兵ト協及び全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し既に交付した助成金の全部または一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他兵ト協及び全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(申請期間)

第12条 申請期間は、令和8年4月1日から令和9年2月28日までとする。

ただし、期間中であっても予算額に達した場合は、受付を締め切るものとする。

(その他)

第13条 本要綱に定めのない事項については、都度協議し対処する。

(附則)

本要綱は、令和8年4月1日から適用する。